

気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 気象業務法施行令の一部改正

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の規定の整備を行うものとする。

（第一条関係）

第二 計量法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定の整理を行うものとする。

（第二条関係）

第三 附則

この政令は、改正法の施行の日（令和五年十一月三十日）から施行するものとする。 （附則関係）